

議事 「特定空家」の認定について

中野市大字更科 498 番地の空き家を「特定空家」に認定することといてよいでしょうか。

【理由 1：相続人に該当する人が全員存在しないため】

相続人調査の結果、相続人がおらず、関係者（登記人の従妹など遠い親戚）が無償で管理を続けている状況である。「特定空家」とした場合、財産管理人選任申立を行い、処分を進める。

【理由 2：敷地が広大かつ居住区域の中心地にあり、近隣住人の衛生面を考慮】

当該空き家は、更科構造改善センターの隣であり、放置が続けば近隣住民の衛生面を大きく妨げる恐れがある。また、敷地内の建物は 3 棟（母屋、倉庫、土蔵）あり、防災・防犯面でも近隣住民の安全を脅かす恐れがあるため

※写真・位置図は別紙 2

「特定空家」認定の要素（2015 年 5 月 26 日施行「空家等対策特別措置法」参照）

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※この特定空家の認定は、各自治体に任せられています。今回の空き家については、上記の②、④に該当すると判断しました。

記入者（所属団体名・氏名）

（下記の「承認する」「承認しない」どちらかにを○）

承認する                      承認しない

※「承認しない」場合はその理由をご教授ください